

# 一般社団法人愛知ジビエ振興協議会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛知ジビエ振興協議会 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、愛知県で捕獲された野生動物の生肉やその加工品（以下、「愛知産ジビエ」と記述する）及び骨や鹿角等の消費を拡大普及することにより、野生動物による農作物被害を防止し減少させるとともに地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 愛知産ジビエ及び骨や鹿角等に関する普及啓発、情報提供、広報事業
- (2) 愛知産ジビエ及び骨や鹿角等に関する人材交流、学習、研修事業
- (3) 愛知産ジビエ及び骨や鹿角等に関する調査研究、商品及び製品の企画開発事業
- (4) その他、第3条で定めるこの法人の目的達成のために必要な事業

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の構成員は次の二種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会が定める入会申込書により、理事会に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が定める入会申込書により、理事会に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 納入された入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(任意退社)

第8条 会員は、理事会が別に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によってこれを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか 社員は 次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 理事及び監事の選任又は解任、職務及び報酬

(5) 入会金及び会費の額

(6) 会員の除名

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の二種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回開催する。

3 臨時社員総会は、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第15条 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって理事に招集の請求があったときに、代表理事が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上15名以内
- (2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち5名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事のうち2名以内を副代表理事とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無償とする。

2 ただし、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問及び専門委員)

第27条 この法人に顧問及び専門委員を置くことができる。

2 顧問及び専門委員は、理事会において任期を定めた上で選任することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職  
(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、代表理事及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

第38条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

## 附 則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
大西光夫	名古屋市千種区春里町2丁目48番地 本山センチュリーマンション17号
松良宗夫	名古屋市昭和区八事本町12番地3

2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び監事は、以下のとおりとする。

設立時理事 (住所は略す)

磯村義安  
大西光夫  
金田治久  
鈴木良秋  
寺島 治  
原田民夫  
藤森幹人  
松良宗夫

設立時代表理事

松良宗夫

設立時監事

青木正道  
向山 登

3 この法人の設立時の主たる事務所は、以下のとおりとする。

名古屋市中区丸の内三丁目20番9号

4 この法人の設立当初の入会金及び会費は、以下のとおりとする。

正会員の入会金は、個人は5000円とし、団体は1万円とする。

正会員の年会費は、個人は一口5000円とし、団体は一口1万円とする。

賛助会員の年会費は、一口1万円とする。

以上、一般社団法人愛知ジビエ振興協議会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年12月4日

設立時社員 大西光夫 ㊟

設立時社員 松良宗夫 ㊟